

開発行為許可申請図書の作成

(1) 開発行為許可申請書添付図書リスト : 必ず添付 : 必要に応じて添付 添付不要

申請図書	様式番号	自己用				非自己用			根拠法令等			備考
		0.3ha未満	1.0ha未満	1.0ha以上		0.3ha未満	1.0ha未満	1.0ha以上	都市計画法	都市計画法施行規則	尼崎市都市計画法施行細則	
				居住	業務・工作							
開発行為許可申請書	1								30-1	16-1		
印鑑証明書												申請日前3ヶ月以内のもの
代表者事項証明												申請日前3ヶ月以内のもの
委任状												
法第34条に関する申請に必要な図書									30-2	17-1-5		市街化調整区域の場合のみ
申請者の信用資力	資金計画書	3							30-1-5	16-1-5		
	登記簿謄本											個人の場合は住民票 申請日前3ヶ月以内のもの
	申請者の資力及び信用に関する申告書	6							33-1-12			
	業務経歴書								"			6号様式下段に記載の場合は不要
	法人税に関する納税証明書(その1)								"			法人の場合 前年度及び前々年度の2年分
	法人事業税に関する納税証明書(その1)								"			法人の場合 前年度及び前々年度の2年分
	法人住民税に関する納税証明書(その1)								"			法人の場合 前年度及び前々年度の2年分
	所得税に関する納税証明書(その1)								"			個人の場合 前年度及び前々年度の2年分
	市民税に関する納税証明書(その1)								"			個人の場合 前年度及び前々年度の2年分
	預金残高証明書									"		自己資金の場合のみ 申請日前3ヶ月以内のもの

	融資証明書								"			銀行等から融資を受ける場合
	固定資産の評価額証明書								"			預金残高証明書又は融資証明書がない場合
	土地売買契約書								"			
	工事請負契約書（見積書）								"			指示があった場合
	宅地建物取引業の免許を証する書類								"			宅地や建物を分譲する場合
工事施行者	工事施行者の能力に関する申告書	6							33-1-13			
	事業経歴書								"			6号様式下段に記載の場合は不要
	登記簿謄本								"			個人の場合は住民票 申請日前3ヶ月以内のもの
	建設業の許可を証する書類								"			
設計者	設計者の資格に関する申告書	8							31	18,19		
	設計者の資格に関する書類資格証明								"	"		
	設計説明書	4							30-1-3	16-2		
	工事概要書	5									2-9	
	開発行為に関する同意等の一覧表	2							30-2, 32			
	都市計画法第32条同意通知書の写し								"			
	土地所有者等関係権利の同意書	7							32, 33-1-14	17-1-3		印鑑証明を添付 申請日前3ヶ月以内のもの
	土地登記簿謄本										2-1	申請日前3ヶ月以内のもの
	不動産登記法第14条地図（公図）											申請日前3ヶ月以内のもの
	他の法令に関する許可等の写し											
	開発区域の現況写真											現況図に撮影方向と撮影地点を記入
	工事仕様書											

開発区域位置図									30-2	17-1-1		
開発区域区域図									"	17-1-2		
現況図									30-1-3	16-4		
求積図（地籍図）											2-2	
土地利用計画図									30-1-3	16-4		
造成計画図									"	"	2-3	
造成計画縦横断面図									"	"		
排水施設計画平面図									"	"		
給水施設計画平面図									"	"		
排水施設縦断面図											2-6	
道路計画縦断面図											2-5	
がけの断面図									30-1-3	16-4		
擁壁の断面図									"	"		
排水施設構造図										26		
道路構造図										24		
工作物構造図												
防災計画図											2-7	
排水流域図									33-1-3		2-4	
流量計算書									"	26-1	"	
構造計算書									33-1-7	27-1		
安定計算書									"	23-3		
工作物等の施設の能力に関する計算書												
土質試験結果 地盤（土地）柱状図									33-1-7	23		
その他市長が認める図書											2-10	

(2) 開発行為許可申請書添付図書作成要領

図面名称・縮尺	明示すべき事項	備考
開発区域位置図 1/10,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域（朱書き） 3 開発区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称 4 各鉄道駅からの交通機関の経路及び名称 5 開発区域内から排出される雨水、汚水の流末、河川への経路 6 用途地域及びその他の規制区域等 	<p>地図(地形図)に表示のこと。</p> <p>規制区域等は開発区域及びその周辺について図示のこと。</p>
開発区域区域図 1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 土地の形状 4 市界と名称 5 市の区域内の町または字の境界と名称 6 都市計画区域界と名称 7 土地の地番 	<p>相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p> <p>現況図にまとめて図示することもできる。</p>
現況図 1/2,500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 地形（等高線は2mの標高差を示すもの） 4 開発区域内及びその周辺の公共・公益的施設の位置及び形状 5 行為の妨げとなる権利を有するものの工作物等の物件 6 現況写真との照合符号と撮影方向 7 樹木の集団等（1ha 以上の場合） 	<p>相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p>
土地利用計画図 1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 工区界 4 公共・公益的施設の位置、形状及び面積 5 予定建築物等の敷地の形状及び面積 6 敷地に係る予定建築物等の用途 7 凡例 8 樹木又は樹木の集団の位置 9 緩衝帯の位置及び形状 	<p>予定建築物等の用途は住宅、共同住宅、店舗、工場と具体的に各敷地毎に記入すること。</p> <p>この図面は開発登録簿の図面として一般の閲覧に供されるので明確に表示すること。</p>
求積図 1/500 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の全面積、造成区域等 3 道路、水路、公園、広場等の公共・公益的施設を区別した空地の面積 4 宅地面積 	<p>三斜、座標値計算等により算出すること。</p>
造成計画平面図 1/1,000 以上	<ol style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 	<p>現況線は細線で記すこと。 （等高線は2mの標高差を</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 3 切土又は盛土の色別 4 がけ、擁壁の位置、形状及び記号 5 道路の位置、形状、幅員、勾配及び記号 6 道路の中心線とその測点及び計画高 7 敷地の形状及び計画高 8 街区の長辺及び短辺の長さ 9 公園、緑地その他公共用の空地及び公益的施設の位置、形状、規模及び名称 10 工区界 11 地形（現況線） 12 縦横断線の位置及び記号 13 ベンチマークの位置と高さ 14 消防水利施設の名称、位置及び形状 15 凡例 	<p>示すこと）</p> <p>切土部は黄色、盛土部は緑色の各々淡色で色別すること。道路、擁壁、のり、公園等を色別すること。</p>
<p>造成計画縦横断面図</p> <p>1/1,000 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 縦横断面線記号 2 区域境界位置 3 基準線（D.L.） 4 現地盤面と計画地盤面 5 切土、盛土の色別 6 計画地盤高 7 がけ、擁壁、道路の位置、形状及び記号 8 ボックスカルバート、集水暗渠、その他構造物の位置、形状及び記号 9 土羽の位置、形状及び記号 	<p>現況線は細く、計画線を太く表示のこと</p> <p>切土部は黄色、盛土部は緑色の各々淡色で色別すること。区域境界付近の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p>
<p>排水施設計画平面図</p> <p>1/500 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法及び勾配 4 水の流れの方向 5 吐口の位置 6 放流先河川、水路の名称 7 排水施設の記号 8 流水計算書との照合符号 9 道路、公園その他の公共・公益的施設及び予定建築物等の敷地の計画高 10 汚水処理場の位置、形状 11 凡例 	<p>放流先図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p>
<p>給水施設計画平面図</p> <p>1/500 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 給水施設の位置、種類、形状及び内のり寸法 4 取水方法及び取水位置 	<p>取水方法及び位置の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。</p> <p>排水施設計画平面図にまと</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 5 消火栓の位置及び種類 6 ポンプ施設、貯水施設、浄水施設の位置及び形状 	めて図示することもできる。
<p>道路計画縦断面図</p> <p>1/1,000 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 測点 2 勾配 (%) 3 計画地盤面 4 計画地盤高 5 単距離及び追加距離 6 基準線 (D.L.) 7 道路記号 	区域外取付道路との関連の図示に必要な範囲の外周区域を包括したものでなければならない。
<p>排水施設縦断面図</p> <p>1/1,000 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 測点 2 排水渠勾配及び管径 3 管底高 4 人孔種類、位置及び記号 5 人孔間距離 6 基準線 (D.L.) 7 排水施設記号 	道路計画縦断面図にまとめて図示することもできる。
<p>がけの断面図</p> <p>1/50 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 がけの記号 2 がけの高さ及び勾配 3 土質 (土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) 4 がけ面の保護の方法 5 現地盤面 6 がけの前後の地盤面 	現況線は細く、計画線は太く表示のこと。
<p>擁壁の断面図</p> <p>1/50 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 擁壁の記号 2 擁壁の寸法及び勾配 3 擁壁の材料の種類及び寸法 4 裏込コンクリートの品質及び寸法 5 透水層の位置及び寸法 6 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 7 基礎構造の種類と寸法 8 基礎地盤の土質 9 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 10 擁壁を設置する前後の地盤面 	鉄筋コンクリート擁壁のときは配筋図が必要である。
<p>排水施設構造図</p> <p>1/50 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 排水施設の記号 2 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等 3 放流先河川、水路の名称、断面、水位 (低水位、高水位) 及び吐口の高さ 	鉄筋コンクリート造のときは配筋図が必要である。
<p>道路構造図</p> <p>1/50 以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路の記号 2 道路の幅員構成 3 横断勾配 (%) 4 路面、路盤の材料、品質、形状及び寸法 	排水施設構造図にまとめて図示することもできる。

	5 道路側溝及び埋設管等の位置、形状及び寸法	
工作物構造図 1/50 以上	1 施設の名称及び記号 2 施設の寸法・材料の詳細	橋梁、終末処理施設、消防水利施設等。
防災計画図 1/2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 等高線 4 計画道路位置 5 段切位置 6 表土除去範囲 7 ヘドロ除去範囲及び除去深さ 8 工事中の雨水排水系路及び土砂流出防止工 9 防災施設の位置、形状、寸法及び名称 10 防災施設の設置時期及び期間 11 凡例	相当範囲の外周区域を包括したものでなければならない。 防災計画説明書を添付して提出のこと。
排水流域図 1/2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界（朱書き） 3 集水系統ブロック別に色分け 4 地表水及び排水施設の水の流れる方向 5 流量計算書との照合符号	区域外の集水状況を図示できる範囲で外周区域を包括したものでなければならない。排水施設計画平面図にまとめて図示することもできる。
流量計算書	雨水、汚水等の流量計算については、許可基準により算出し添付すること。なお、流域図、排水施設計画平面図等との照合符号を記入すること。	
構造計算書	鉄筋コンクリート擁壁、重量式コンクリート擁壁、ボックスカルバート、橋梁等の工作物を設置するときに作成し添付すること。なお、設計図との照合符号を記入すること。	
安定計算書	擁壁でおおわれないがけについては、当該がけの安定計算書を作成し添付すること。	
工作物等の施設の能力に関する計算書	終末処理施設、給水施設等の能力については計算書を作成し添付すること。	
土質試験結果 地盤（土質）柱状図	土質についての説明が必要な場合は土質試験結果、地盤（土質）柱状図等の資料を添付すること。	
その他市長が必要と認める図書	市長が必要と認める図書については、係員の指示に従い提出すること。	
<p>開発区域の面積が 3,000 m²未満である開発行為は図面の集約化を図ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平面図系 開発区域図、現況図、造成計画図、排水施設計画平面図、給水施設計画平面図等を実情に応じて 1 枚にまとめる。なお、土地利用計画図は開発登録簿の図面として、一般の閲覧に供せられるので、明記すべき事項以外は記載しないこと。 ・断面図系 造成計画縦横断面図を 1 枚にまとめる。 ・がけ面と擁壁断面 <p>書類図面等の作成には、都市計画法、同施行令、同施行規則及び市規則によるほか以下の要領で作</p>		

成すること。

- ・ 開発規模、開発地の状況、利用目的、法第 33 条適用条項によって申請書類の内容が異なる場合があるので注意すること。
- ・ 図面の大きさは、すべて A 4 判（縦 29.7cm × 横 21.0cm）にすること。ただし、設計図面は屏風折りとし、上記の大きさに統一して製本すること。
- ・ 設計図書は、作成者が記名及び押印したものを提出すること。（法第 30 条、規則第 16 条第 6 項）

図面の縮尺について

この表に示した縮尺は、都市計画法施行規則に定められた縮尺ですが、規模が小さい場合は用紙に納まる範囲で、できるだけ大きく表示すること。